

議案第8号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成25年6月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

別表第1 (第2条の2関係)

名 称	位 置
略	
船岡団地	八頭郡八頭町船岡
略	

別表第1 (第2条の2関係)

名 称	位 置
略	
船岡団地	八頭郡八頭町船岡
丸山団地	
略	

別表第2 (第26条関係)

名 称	管理を行わせる者
略	
土師百井団地 宮岡団地 船岡団地	八頭町
集団地 北山団地 中 南団地 八東第2団地	八頭町
略	

別表第2 (第26条関係)

名 称	管理を行わせる者
略	
土師百井団地 宮岡団地 船岡団地	八頭町
丸山団地 集団地 北山団地 中 南団地 八東第2団地	八頭町
略	

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。